

平成 21 年 10 月 9 日公布

逗子市文化振興条例

前文

文化とは、人々の営みそのものであり、豊かな人間性や創造力を育むものである。人々の誰もが願う「平和に人間らしい暮らしが営める社会」には、文化の実りを欠くことはできない。

逗子市は、温暖な気候に加え、三方を緑の山稜に囲まれ、南西には遠浅で波静かな逗子海岸が開け、市の中央を田越川が流れる「暮らしやすい土地」として人々に愛されてきた。この豊かな自然環境は、心を豊かにする様々な文化活動を育んでいる。

市民一人ひとりが文化を享受し、逗子市の文化として総合的に発展させるためには、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識する必要がある。そして、先人の築いた文化を基盤として新しい文化の創造に取り組んでいくことが大切である。

また、文化創造の主役は市民であり、市民は文化を創造し、享受する権利を持つことを市は認識しなければならない。そのために、市は市民の文化活動を広く支援し、必要な環境を整備する使命を負っている。

市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働作業により市民文化の創造を実現するためこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における文化振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本方針を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における「文化」とは、多様な芸術及び人間の感性を豊かにする知的な活動をいう。

2 この条例における「文化活動」とは、前項の文化を振興するため、広く文化を創造し、継承し、鑑賞し、又はこれらに参加することをいう。

(基本方針)

第3条 文化を創造し、及び享受するため文化活動を行うことは、市民の権利とし、市は、市民一人ひとりが心豊かな生活を展開できるよう市民の主体的な文化活動をより一層促進するための文化振興を図るものとする。

2 市は、文化振興施策の実施に当たっては、文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、文化の内容に対しては、原則として介入しないよう留意するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化の振興を図るものとする。

3 市は、文化活動を行う市民、団体及び事業者と協働し、地域における人材、資源、情報等を活かして、文化の振興を図るものとする。

4 市は、文化振興施策を効果的に実施するため、組織上の連携に配慮するものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市は、前条第1項の規定に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化振興のための施策及び事業に関すること。
- (2) 文化振興のための環境整備及び文化の保護に関すること。
- (3) 文化活動の担い手の育成・支援に関すること。
- (4) その他文化振興の推進のために必要な事項

3 市は、基本計画の策定に当たっては、市民、学識経験を有する者、市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者等をもって構成される組織を設置するものとする。

4 市は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ広く市民の意見を聞くために必要な措置を講じるものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の推進)

第6条 市は、基本計画に基づく施策、事業等の実施について、市民との協働の組織により、効果的に推進できるよう努めなければならない。

(調査、評価組織の設置)

第7条 市は、基本計画の推進に当たって、基本計画に基づく施策、事業等が的確に実施されているかどうか等について、調査、評価等を行う組織を設置するものとする。

2 前項の組織は、基本計画の内容及び基本計画に基づく施策、事業等の評価、見直し等について調査、検討を行い、その結果に基づき市に提言するものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。